

## 第31回 兵庫県環境にやさしい事業者賞のご紹介

環境保全・創造活動が著しく優れている事業者に授与される賞。  
優秀賞と賞の2種類あり、平成3年に創設され、過去に100を超える  
事業者が受賞した歴史ある賞です。  
令和4年度の受賞企業をご紹介します。



### 優秀賞（令和4年度）

#### 浜田化学株式会社（尼崎市）

～産業廃棄物収集運搬業・処分業、廃食用油・食品  
リサイクル業、各種油脂・環境用品の販売

- 50年以上にわたり、飲食店や商業施設、一般家庭等から出た廃食用油や食品残渣（生脂・油かす）の回収・再生処理事業に取り組み、環境負荷の低減に寄与。
- コンビニや飲食店などの店舗から回収された廃食用油を原料とした薬用ハンドソープを、再び店舗で使用する循環型リサイクルを実現。



### 賞（令和4年度）

#### 株式会社神戸酒心館（神戸市）

～酒類の製造・販売業～

- 灘五郷の一つ「御影郷」で清酒を製造。
- 売り上げの一部を、六甲山の環境保全活動応援のため兵庫県緑化推進協会に寄付。また、コウノトリの野生復帰事業応援のため豊岡市のコウノトリ基金に寄付するなど地域のよりよい環境づくりに寄与。
- 再生可能な透明瓶に静電塗装を施すことにより、青色瓶という同社のブランド価値を維持しつつ、年間45万本の瓶を透明瓶としてリサイクル可能としている。



【発行元】

地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～  
新しいライフスタイル委員会  
兵庫県環境部環境政策課  
TEL：078-362-3156



委員会マスコットキャラクター  
みらいちゃん

新しいライフスタイル  
第12号

# かわらばん

令和5年3月発行

### フードドライブにご協力をお願いします！

「フードドライブ」は、家庭で余っている食品をごみにせず、スーパー等に持ち寄り、それらをまとめて福祉団体等に寄付する活動で、食品ロス削減を図る一つの手段となります。

県では、このフードドライブの活動を「ひょうごフードドライブ運動」として、県内24市町にあるスーパー161店舗（令和4年9月現在）で実施しています。

「賞味期限までに食べきれそうにない」「たくさんもらって余っている」「買いすぎてしまった」など、余剰食品がありましたら、お近くのスーパーでご提供下さい。

### フードドライブのイメージ



【対象食品】 賞味期限まで1ヶ月以上、未開封・常温保存のもの等の条件を満たすもの  
(米、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、乾麺 等)

### 県庁舎でフードドライブを実施しました

令和4年10月24日～30日の「兵庫県庁 SDGs WEEK」の一環として、本庁、神戸県民センター、北播磨県民局、淡路県民局で、ご来庁の皆さま、職員を対象とした県庁舎フードドライブを実施しました。多くの皆さまにご協力いただきありがとうございます。また、推進月間である令和5年1月には、阪神南県民センター、中播磨県民センターでフードドライブを実施しました。

### 令和4年度県庁舎フードドライブ実施一覧

	庁舎名	日程	寄付食品等の提供先
1	本庁舎	10月24日～25日	フードバンク関西
2	神戸県民センター 新長田合同庁舎	10月24日～30日	女性家庭センター 近隣NPO法人
3	北播磨県民局 社総合庁舎	10月26日～27日	フードバンクはりま
4	淡路県民局 洲本総合庁舎	10月26日～28日	洲本市社会福祉協議会
5	阪神南県民センター 尼崎総合庁舎	1月17日～18日	尼崎市社会福祉協議会
6	中播磨県民センター 姫路総合庁舎	1月30日～2月1日	フードバンクはりま

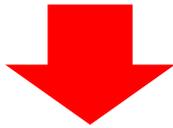
# 使い捨てプラスチック製品の使用を減らそう

プラスチックは、幅広い製品や容器包装に利用され、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題が課題であり、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

## 【海洋プラスチックごみ問題】

不適正な処理のため、世界全体で年間数100万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予想されています。

**プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制することが重要！！**



## 令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法(プラ新法)」が施行

小売・宿泊業などでは、使い捨てスプーンや歯ブラシなどの特定プラスチック使用製品について、無料での提供を見直すなど様々な取組を行っています。

みなさんも、使い捨てのプラスチック製品の受け取りを辞退したり、旅行時に歯ブラシを持参するなど、ご協力をお願いします。



## 特定プラスチック使用製品と対象業種

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種商品小売業（無店舗のものを含む）</li> <li>●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）</li> <li>●宿泊業</li> <li>●飲食店</li> <li>●持ち帰り・配達飲食サービス業</li> </ul>
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿泊業</li> </ul>
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種商品小売業（無店舗のものを含む）</li> <li>●洗濯業</li> </ul>

## プラスチック製容器包装の分別収集の徹底にもご協力をお願いします

限りある資源を有効に使うため、ペットボトルや食品トレイは分別して自治体の資源ごみやスーパーマーケットの店頭回収に出しましょう。

分別が徹底されていなかったり、汚れがついていたりすると、そのままリサイクルすることができません。使い終わったらよく洗い、種類ごとに分けて出しましょう。

